

愛玩動物看護師法施行令（令和3年政令第273号）の概要

1 趣旨

令和元年通常国会において可決・成立した愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号。以下「法」という。）は、愛玩動物看護師の国家資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律することにより、愛玩動物に関する獣医療の普及及び向上並びに愛玩動物の適正な飼養に寄与することを目的とし、愛玩動物看護師の業務、免許、登録等について規定するものである。

本政令は、法の施行に伴い、愛玩動物の定義に含まれる動物の種類等について必要な事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うもの。

2 政令の概要

（1）愛玩動物の定義に含まれる動物の種類について（第1条関係）

法における「愛玩動物」は、獣医師法（昭和24年法律第186号）第17条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物をいうこととされているところ、政令で定める動物として、オウム科全種（オウム、インコ等）、カエデチョウ科全種（ブンチョウ、ジュウシマツ等）及びアトリ科全種（カナリア等）を定めることとする。

（2）免許証及び証明書に係る手数料について（第2条及び第3条関係）

愛玩動物看護師名簿への免許に関する事項の登録（免許証の交付を含む。）に係る手数料の額、愛玩動物看護師免許証明書の書換交付に係る手数料の額は、申請一件につきそれぞれ5,800円、3,400円とする。

また、愛玩動物看護師免許証の再交付に係る手数料の額は、3,400円とする。

（3）国家試験及び予備試験に係る手数料について（第4条及び附則第2条関係）

愛玩動物看護師国家試験の受験手数料の額は、27,200円とする。

また、愛玩動物看護師国家試験予備試験の受験手数料の額は、14,000円とする。

3 施行期日

法の施行の日（令和4年5月1日）